辞令

（庶務部議員課長）参議院参事　佐々木清安
庶務部副部長を命ずる
庶務部議員課長事務取扱を命ずる
笹口　裕二
参議院参事に任ずる
委員部第四課長を命ずる
（委員部第五課長）参議院参事　金澤　真志
委員部第四課長兼務を解く（以上七月一日）

参議院法制局

辞令

（第三部第一課長）参議院法制局参事　加藤　敏博
第三部副部長を命ずる
第三部第一課長事務取扱を命ずる（七月一日）

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第五号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年七月一日
国立国会図書館長　長尾　**真**

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第五号中「関連資料」の下に「（電子情報等を含む。）」を加える。

附　則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

○国立国会図書館規則第六号

国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年七月一日
国立国会図書館長　長尾　**真**

国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則

国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「を除く。以下「資料」という」を「（以下この条において「インターネット資料」という。）を除く。以下同じ。）及び電子情報（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて国立国会図書館（以下「館」という。）が閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報及びインターネット資料をいう。以下同じ。）（以下「資料」と総称する」に改める。

第三条の二中「国立国会図書館（以下「館」という。）」を「館」に改める。

第十条第一項ただし書中「開架資料」の下に「、閲覧するための機器にあらかじめ装着され、若しくは接続された機械可読資料（以下「接続済機械可読資料」という。）又は電子情報」を加え、同条第二項中「供する資料」の下に「（接続済機械可読資料及び電子情報を除く。）」を加える。

第十一条の二中「その他の複製物」を「、資料を複製した機械可読資料その他の資料の複製物（電子情報を含む。）」に改める。

第十六条第一項中「資料」の下に「（電子情報を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「資料」を「図書館資料」に改め、同項第四号中「機械可読資料で館長が定めるもの」を「著作物」に改める。

第十七条第一項中「入館して資料」の下に「（接続済機械可読資料及び電子情報を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「、前項の申込書に添付しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国際子ども図書館に入館して接続済機械可読資料又は電子情報の複写を申し込もうとする者は、これらを閲覧するための機器に申込者の氏名その他の必要事項を入力する方法によりその手続をしなければならない。

第二十条第一項第五号中「機械可読資料」の下に「又は電子情報」を加える。

第三十八条第一項中「機械可読資料」の下に「及び電子情報」を加える。

様式第五中「マイクロフィルムからの電子式引伸印画　A4・A3」を「マイクロフィルム（接続可能資料等）からの電子式引伸印画　A4・A3　印画出力による印画　A4・A3」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

○国立国会図書館告示第一号

複写料金に関する件の一部を改正する件を次のように定める。
平成二十三年七月一日
国立国会図書館長　長尾　**真**

複写料金に関する件の一部を改正する件

複写料金に関する件（昭和六十一年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表注二中「及び」を「並びに」に改め、「第一条」の下に「及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）第一条」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

人事異動

内　閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　玄葉光一郎
外務大臣松本剛明海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月二十八日）

財　務　省

（税務大学校長）財務事務官　青木　直幸
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（六月二十三日）
（大臣官房審議官）財務事務官　枝廣　直幹
関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（六月二十五日）
（独立行政法人造幣局東京支局長）
村中　健一
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
中国財務局長を命ずる
（内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　宗永　健作
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
横浜税関長を命ずる
（中国財務局長）財務事務官　吉村　宗一
大阪税関長を命ずる
（大阪税関総務部長兼大阪税関長心得）同　長島　敏明
大阪税関長心得兼務を免ずる
（大臣官房審議官）同　枝廣　直幹
内閣府に出向させる
（横浜税関長）同　秋山　和美
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（以上六月二十六日）
財務事務次官　勝　栄二郎
大臣官房長香川俊介外国出張不在中大臣官房長事務代理を命ずる（六月二十八日）

会計検査院

（衆議院事務局調査局決算行政監視調査室次席調査員）　中島　光弘
会計検査院事務官（第四局文部科学検査第一課文部科学統括検査室長）に採用する（七月一日）

官庁報告

官庁事項

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく告示に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）第3条第2項の規定に基づき、平成23年7月1日に事業の区分「最大需要電力計、精密電力量計、普通電力量計及び無効電力量計を製造する事業」、「特別精密電力量計を製造する事業」及び「直流電力量計を製造する事業」についての細目を廃止したので公示する。

平成23年7月1日
経済産業大臣　海江田万里

事務所の移転

第一管区海上保安本部釧路海上保安部広尾海上保安署は次のとおり移転します。

平成二十三年七月一日
移転日　平成二十三年七月二日
新住所　北海道広尾郡広尾町並木通東一丁目十二番地一
海上保安庁
郵便番号　〇八九―二六二四
問い合わせ先　広尾海上保安署
〇一五五八―二―〇一一八